

# 青少年の携帯電話等の利用問題に関する 全国教育委員会調査結果（概要）

群馬大学社会情報学部

メディア環境と青少年問題研究プロジェクト

## I. 本調査の主な目的

文科省は全国の政令指定都市・都道府県の教育委員会にたいして青少年の携帯電話への「フィルタリングの普及促進のための啓発活動の依頼（平成20年3月21日）」や「携帯電話等の利用の実態の把握、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化（平成20年7月25日付け通知）」、そして、本年1月には「学校における携帯電話等の取扱いについて」（通知）で、文科省の指針を参考にして、「基本的な方針を定め、児童生徒及び保護者に周知し、児童生徒への指導」を行うよう促している。

本調査は、こうした状況の中で、子どもたちの生活が営まれる学校や家庭という社会にたいして主導的な役割を果たしていると考えられる教育委員会における携帯電話等についての基本的な考を明らかにすることを第一の目的としている。

## II. 方法

### ◇調査内容

全国の政令指定都市・都道府県教育委員会及び全国の市町村教育委員会ともに以下に示す同一の領域についてお聞きした。唯一異なるのは、前者はそれらの教育委員会が所管とする高等学校についてお聞きし、後者については、主として小学校と中学校についてお聞きしたことである。

- 1) 2009年1月30日発表の文科省の「学校への携帯電話持ち込み」に関する指針について
- 2) 「携帯電話等利用問題」に関する教育委員会独自の指導方針について
- 3) 「情報モラル教育」について
- 4) ネット上のいじめについて
- 5) ネット上の違法・有害情報について
- 6) 現在及び今後の取組について

## 結果の概要

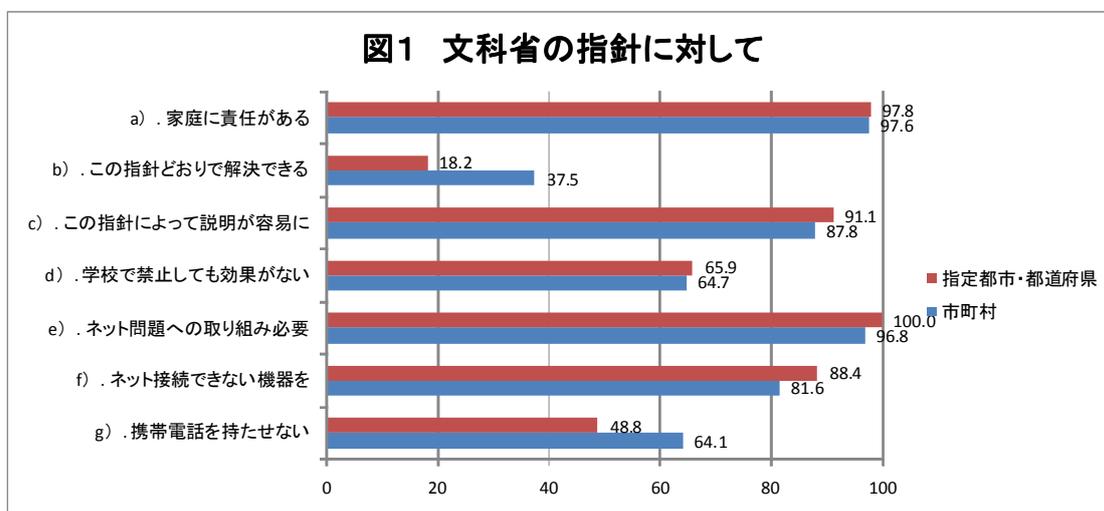
全国指定都市・都道府県教育委員会からの回答は、47票で回収率は73.4%、全国市町村教育委員会からの回答は591票で、回収率は33.9%であった。

### 1. 2009年1月30日発表の文科省の「学校への携帯電話持ち込み」に関する指針について

#### <回答の概要>

- a) 「携帯電話問題」は、基本的に家庭に責任があるので、学校での措置としては妥当である。
- b) この指針どおりにすれば、学校における児童生徒の「携帯電話問題」は、基本的に解決できる。
- c) この指針によって、「学校への持ち込み禁止」を保護者に説明するのが容易になった。
- d) 「携帯電話等利用問題」は、基本的にインターネット接続に伴って生じている問題だから、学校で使用禁止の措置をとっても、あまり効果がない。
- e) 今回の指針をきっかけとして、モバイルゲームやブログ、プロフなどインターネットへの接続問題に取り組んでいくことが必要である。
- f) 児童生徒に携帯電話を持たせるなら、ショートメールと電話機能に限定した、インターネットに接続できない機器を持たせるべきである。
- g) 真に児童生徒を「携帯電話等利用問題」から守るには、児童生徒に携帯電話を持たせないことである。

これら、a)～g)までの結果を図示すると、図1のようになる。



これらの結果からは、文科省の提示した指針は、青少年と携帯電話問題への一つのステップに過ぎず、「学校で使用を禁止」しても問題の解決には至らない。「家庭の責任」の明確化、「ネットに接続できない機器」の普及、そして、一定年齢までは「ケータイ電話を使用させない」ことも考える必要があるが、今後ますます「ネット問題への取組」が重要になってくる、などという認識が伺えよう。

## 2. 教育委員会独自の指導方針について

文科省の指針は指針として、各教育委員会段階で独自に所管の各学校に対する指導の状態について、次の3点について尋ねた。

- (1) 各学校用指導方針について、
- (2) 児童生徒の携帯問題についての実態調査について、
- (3) 各学校への指導状況について。

まず、これらの項目ごとに回答の概要を図2-1～図2-5に示す。

### (1) 各学校用指導方針とその内容について

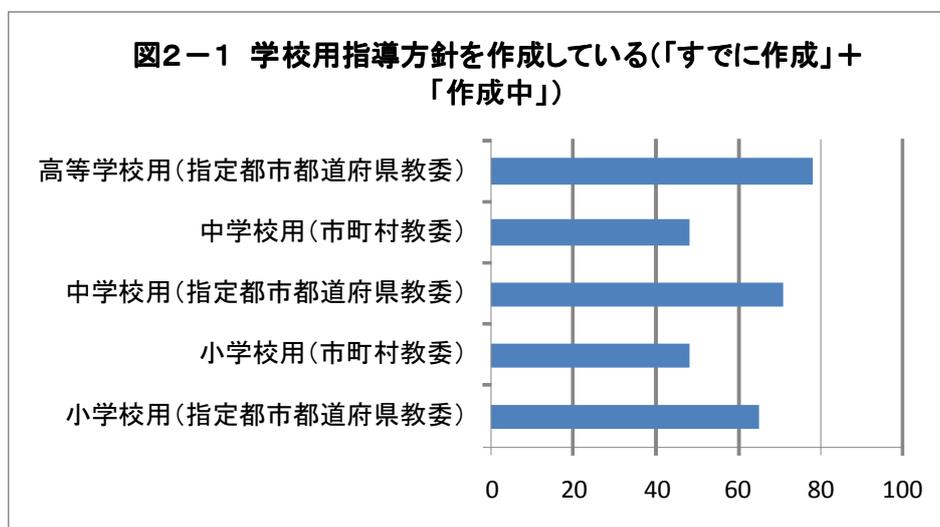
#### <指導方針の作成状況>

小学校用の指導方針の作成状況は、図2-1に示してあるように、「すでに作成」と「目下、作成中」を合わせたものは指定都市都道府県教委で68.8%、市町村教委で48.4%でやや隔たりが見られる。

中学校用の指導方針でも、指定都市都道府県教委では71.1%、市町村教委では48.4%であり、小学校の場合と同様の傾向を示している。

その主な理由は、市町村教委では「各学校に任せている」が37.5%（小学校）、37.2%（中学校）と4つの選択肢のなかでもっとも高率であることに求められよう。因みに、指定都市道府県教委では「各学校に任せている」は6.7%（小・中学校とも）に過ぎない。

高等学校用の指導方針の作成状況は、82.2%と高率であるが、「各学校に任せている」も17.4%と、小学校（37.5%）と中学校（6.7%）との中間に位置していることがおもしろい。

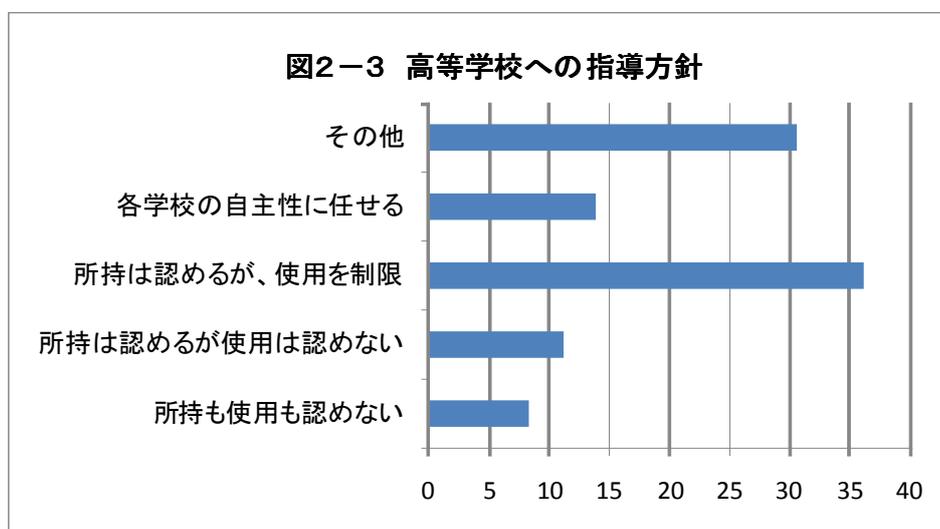
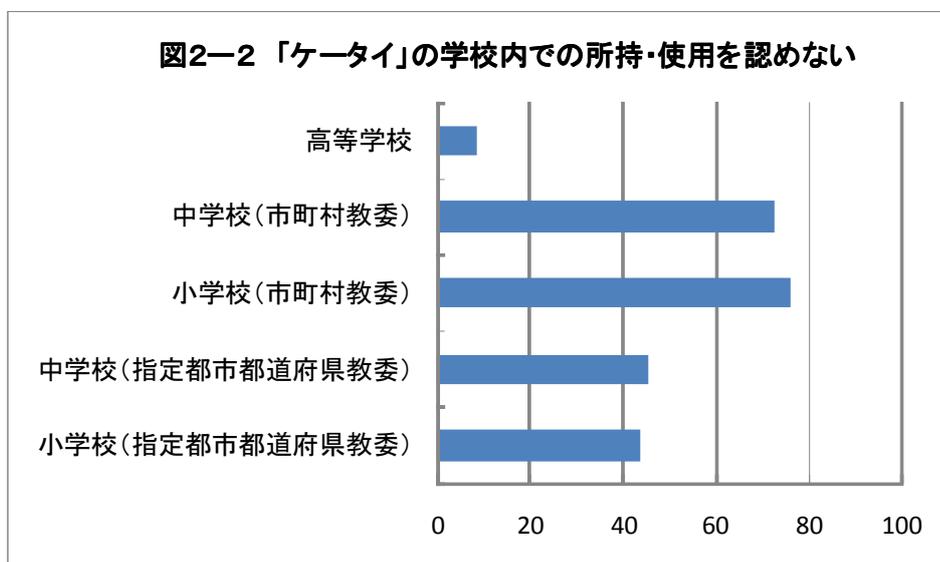


#### <指導方針の内容>

図2-2に示してあるように、児童生徒の学校での携帯電話の使用を認めるかどうかについては、小学校児童に対しては「所持も使用も認めない」が、指定都市都道府県教委では43.8%であるのに対して、市町村教委では71.8%とかなり高くなっている。中学校生徒に対しては、指定都市都道府県教委で45.5%、市町村教委で72.7%となっていて、市町村教委の方が小・中学校とも70%を越えていることが特徴的である。

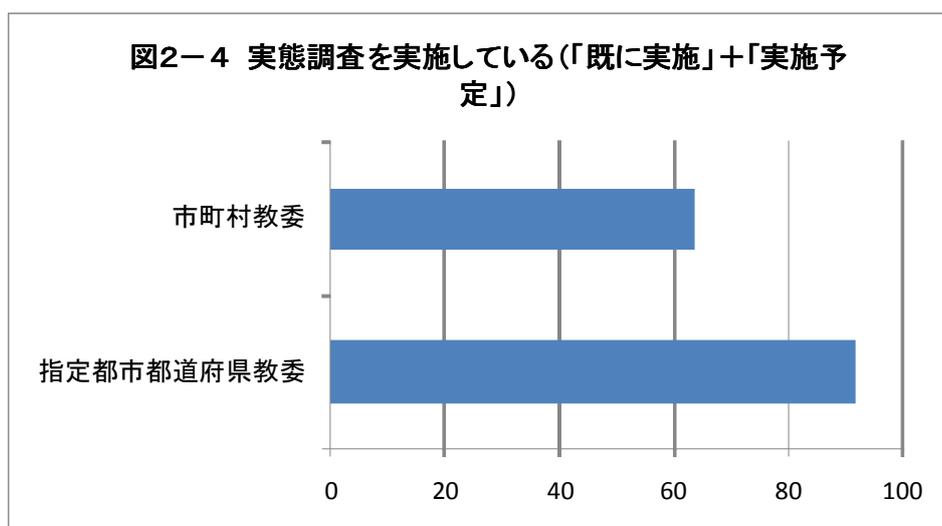
しかし、高等学校になると、「所持も使用も認めない」は8.3%ともっとも低くなり、「所

持は認めるが、使用を制限する」が 36.1%（指定都市都道府県教委）となってくる（図 2-3 参照）。この他、「所持は認めるが使用を制限する」は、11.1%であった。



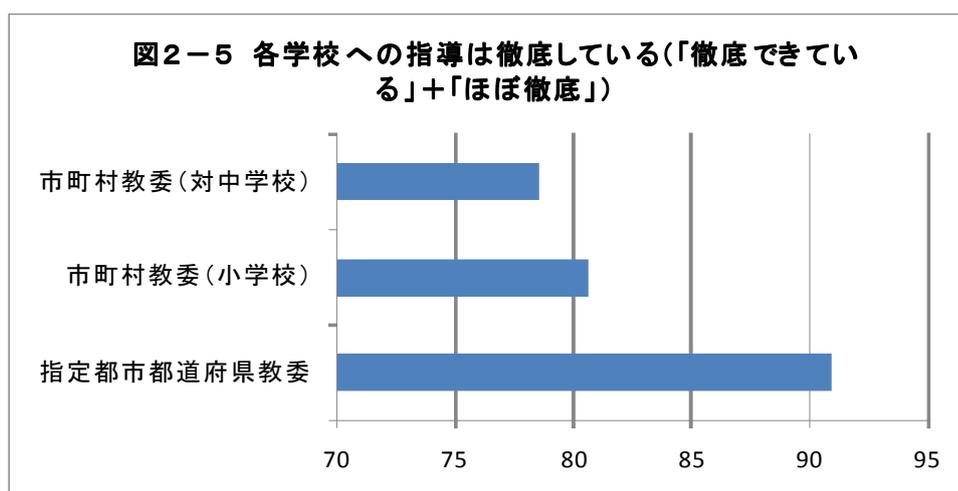
## (2) 児童生徒の携帯問題についての実態調査について

児童生徒の携帯電話の使用に関する実態調査は、図 2-4 にあるように、「すでに実施済み」が指定都市都道府県教委で 85.1%、「実施予定」が 6.4%で、実施する方向としては 90%を越えている。市町村教委では「すでに実施済み」は 53.6%、「実施予定」が 10.1%で、合わせて 60%を越えるくらいである。



### (3) 各学校への指導状況について

教育委員会所管の学校に対する指導状況については、図2-5に示すが、指定都市都道府県教委で「徹底できている」が34.1%、「ほぼ徹底できている」が56.8%で、合わせて90.9%が「徹底できている」となる。これに対して、市町村教委では、それぞれ37.3%、43.3%（対小学校）、33.1%、45.5%（対中学校）となり、それぞれ10ポイントほど低くなっている。



### 3) 情報モラル教育について

情報を扱う場合のルールについては、「情報リテラシー」、「メディアリテラシー」、「インターネットリテラシー」などと「リテラシー」という用語が多用されているが、「情報モラル」は、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」（情報モラルに関する調査報告書、平成 17 年 3 月、財団法人コンピュータ教育開発センター）と定義されているようである。これは、ルールと言うよりは、個々人の心理的倫理的側面に重点をおいたものと言えようが、ここでは、とりあえず、「携帯電話やパソコン等を使ったメールやインターネット上の問題行動等（電子掲示板、ブログ、プロフなどに悪口を書き込まれたり、嫌がらせをするなどや出会い系サイト等へのアクセスによるトラブルなど）を引き起こさないように心がけること」として、こうした側面についての各教育委員会の考え方や「態度」について尋ねた。

質問項目は、大別して、次の 5 点になる。

- (1) 情報モラル教育において重点をおいていること
- (2) 学校裏サイトの認識状況
- (3) ネットいじめについて
- (4) ネットトラブルについて
- (5) ネットいじめ・ネットトラブル対策について

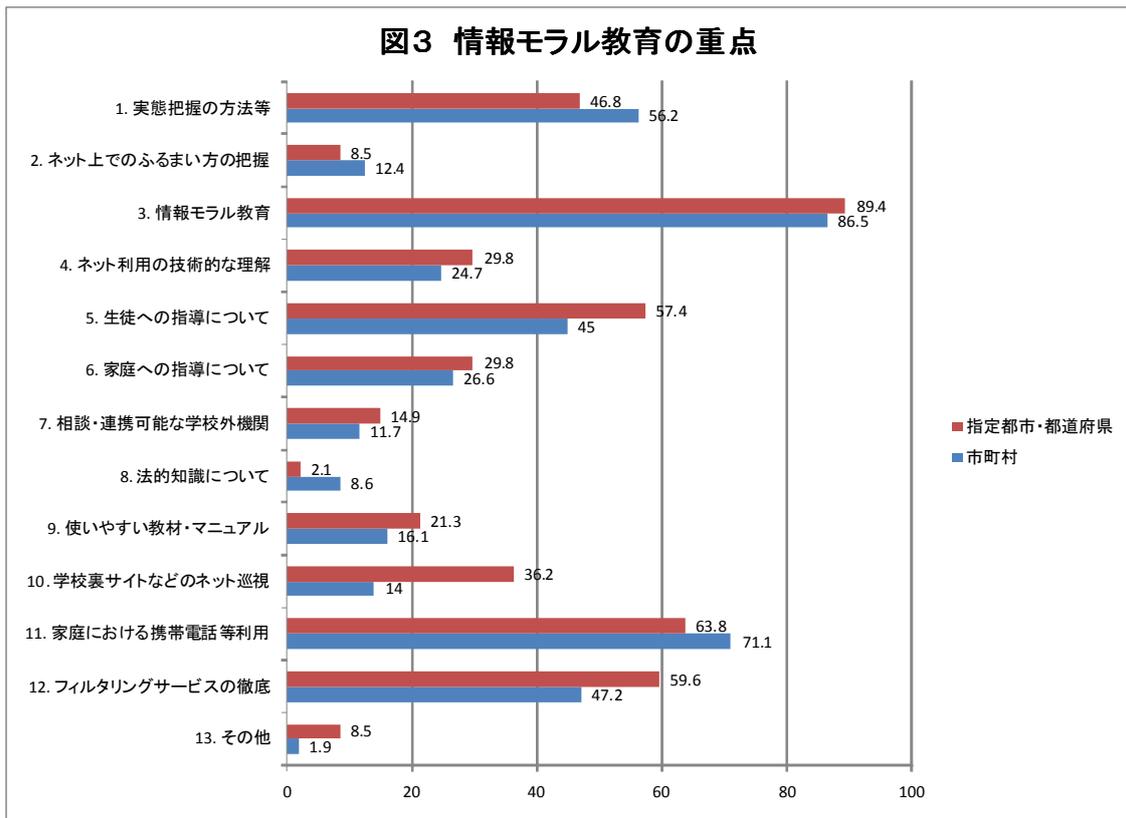
#### (1) 情報モラル教育において重点をおいていること

選択肢は計 13 肢で、あてはまるものすべてを選ぶ複数選択方式で回答していただいたが、当然のことながら、「携帯電話の影の部分の指導に関する情報モラル教育」が指定都市都道府県教委 (89.4%)、市町村教委 (86.5%) とともに 80% を越えて第 1 位となっており、第 2 位もともに、「家庭における携帯電話利用のルールの作成」で、それぞれ、63.8%、71.2% となっている。3 位は、指定都市都道府県教委では「家庭におけるフィルタリングサービスの徹底」が 59.6%、第 4 位は、「匿名性や個人情報保護の問題など、生徒指導の徹底」で 57.4%、第 5 位は、「校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立」で 46.8% となっている。市町村教委では、第 3 位が「校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立」で 56.2%、ついで「家庭におけるフィルタリングサービスの徹底」が 47.2%、「匿名性や個人情報保護の問題など、生徒指導の徹底」で 45.0% となっている。市町村教委では「携帯電話使用実態調査」をすでに行っていたのは、53.3% であったから、この傾向は妥当なものと言えるかもしれない。

なお、以下の 2 つの項目は、市町村教育委員会のみに対する設問であるが、「モラル教育の促進のために工夫している」(Q 1 0) としては、「外部の専門家による講演会、研修会を開いた」が 51.5%、「教育委員会関係者が、直接学校に出向いて教職員に説明した」が 16.4% となっている。

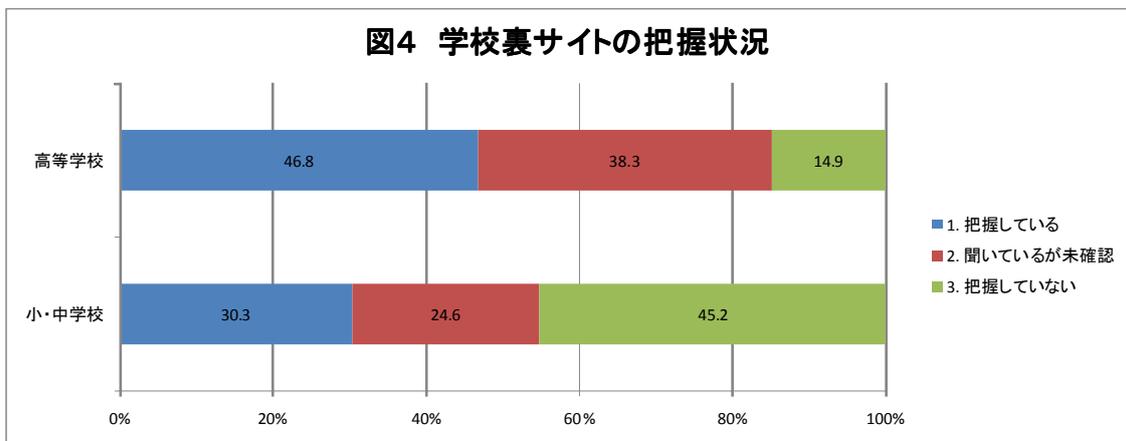
また、「保護者への情報モラル等の啓発」(Q 1 1) については、61.2% が実施したと回答しており、実施予定を含めると 70% を越える。

これらの結果を図示すると、図 3 のようになる。この図からは、指定都市都道府県教育委員会と市町村教育委員会とに情報モラル教育の重点の置き方には差がないことがわかる。



## (2) 学校裏サイトの認識状況

各学校の「学校裏サイト」を「把握している」というのは、高等学校関係では、46.8%、小・中学校関係では 29.6%となっている。そして、「把握していない」は、高等学校関係では 14.9%、小・中学校関係では 44.2%となっている。



また、「学校裏サイト」が確認された学校数は、回答された教育委員会が所管する高等学校 929 校のうち、567 校で 61.0%となっている。同様に中学校 1387 校のうち 429 校

(30.9%)、小学校 2386 校のうち 122 校 (5.1%) となっている。これらの結果を図示すると、図4のようになる

このように、「学校裏サイト」は、高等学校で半数以上が開設されているといえよう。

### (3) ネットいじめについて

高等学校において「ネットいじめ」があったという報告を受けた教育委員会は、回答された 47 指定都市・都道府県教育委員会中 43 教育委員会で、91.5%にもものぼっている。これに対して、591 市町村教育委員会では約半数の 48.4%である (図5 参照)。

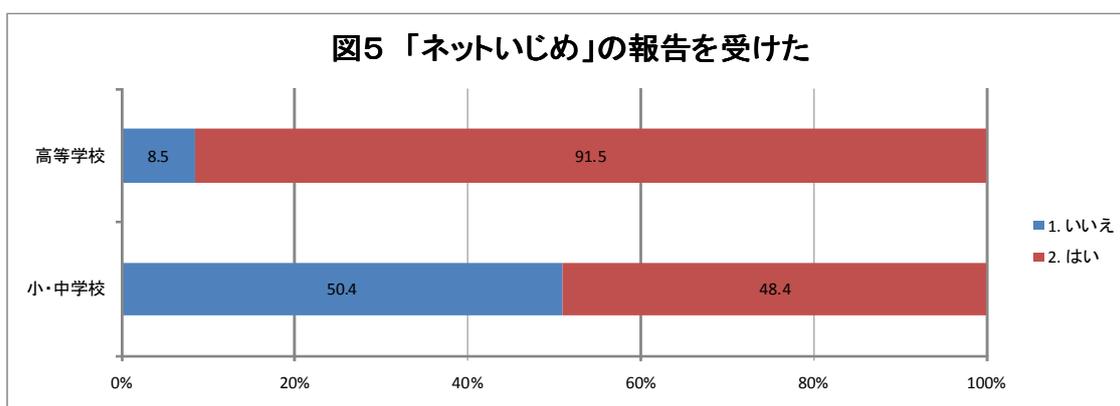
さらに、「ネットいじめ」があったことがどこから報告されたかという情報源に関しては、市町村教育委員会にのみお聞きしたが、1 位が「被害者の学校の教職員」(70.3%)でもっとも多く、次いで、「被害を受けた本人」(44.4%)、「被害者の保護者」(39.2%)となっている。

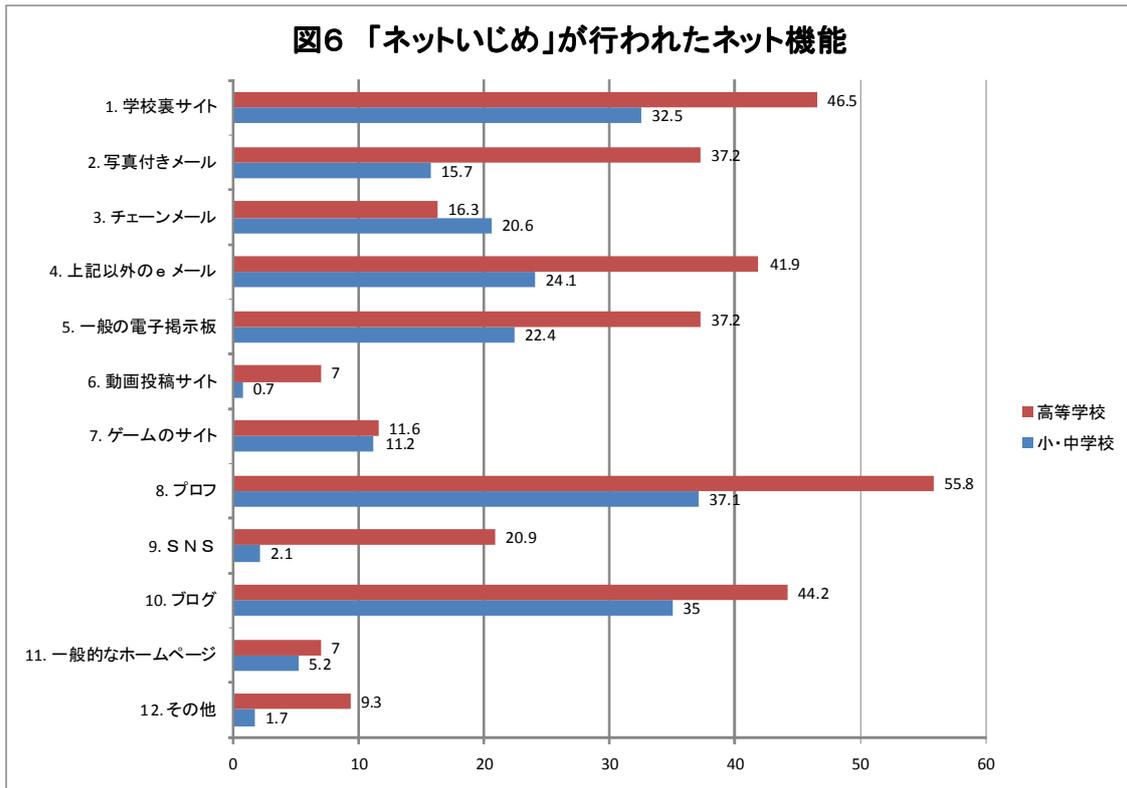
こうしたネットいじめはどのような手段で行われたのであろうか。結果は、図6に示してあるが、「高等学校」で第1位は「プロフ」で 55.8 %、第2位は、「学校裏サイト」で 46.5%、次いで「ブログ」の 44.2%となっている。「小・中学校」でも第1位は、プロフで 37.1%、第2位は「ブログ」の 35.0%、第3位は「学校裏サイト」となっている。

このように高等学校の方がネットいじめがあったという報告の割合も高く、学年進行とともにネットいじめの率が高くなっていることがわかる。

ネットいじめが発生した場合、被害者と加害者に対する対処のあり方が重要となるが、「加害者」を特定できないケースは、14.0%であった。学校として「加害者」に対処した内容は、「個別指導」が 61.9%、「生徒及び保護者への指導」が 72.0%で圧倒的に多い。

「被害者」に対する対処では、「生徒及び保護者への指導(ケア)」が 75.5%で、ついで「個別指導(ケア)」が 67.5%となっている。さらに、特徴的なことは、「カウンセリング担当者等」の対処が 44.4 %、「警察に相談するよう助言」が 23.1%となっていて、被害者となった児童生徒の心理を考慮した対応がとられていることが特徴といえよう。





#### (4) ネットトラブルについて

平成 19 年度以降に携帯電話やパソコンを使ったチェーンメールや出会い系サイト等へのアクセス、ネットオークションなどによるさまざまなトラブルの発生の報告は、「高等学校」では、66.0%であるのに対し、「小・中学校」ではその半分の 31.3%である。これを図示すると図 7 のようになる。

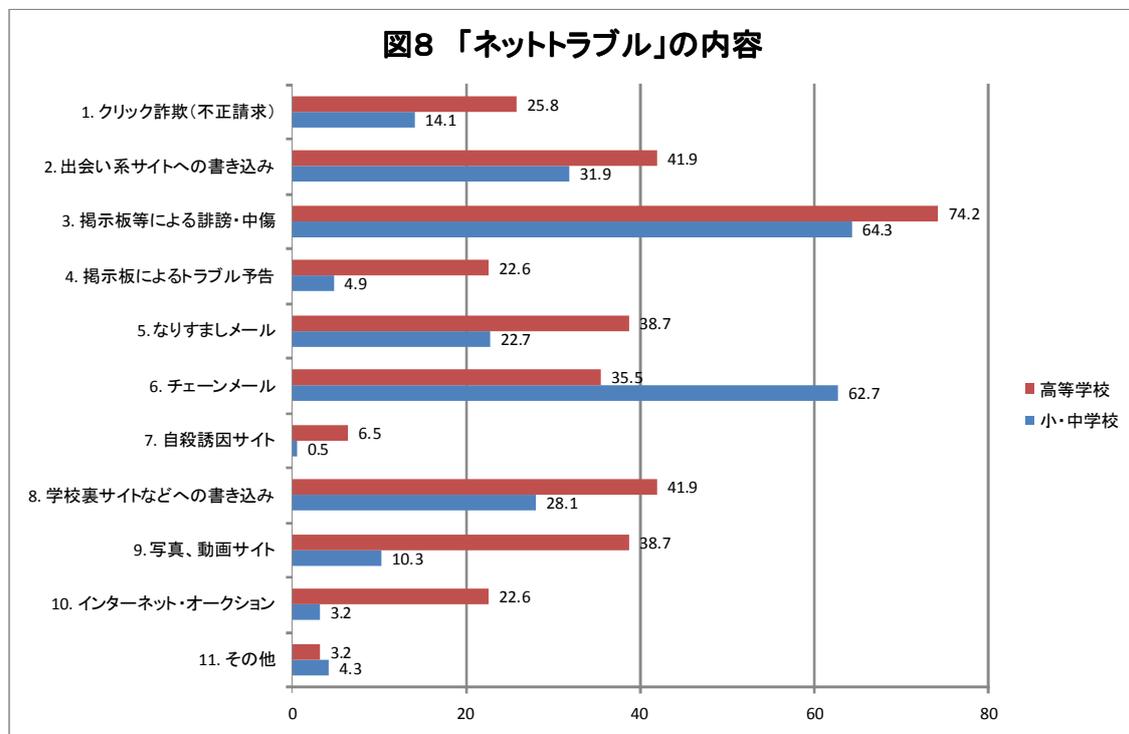
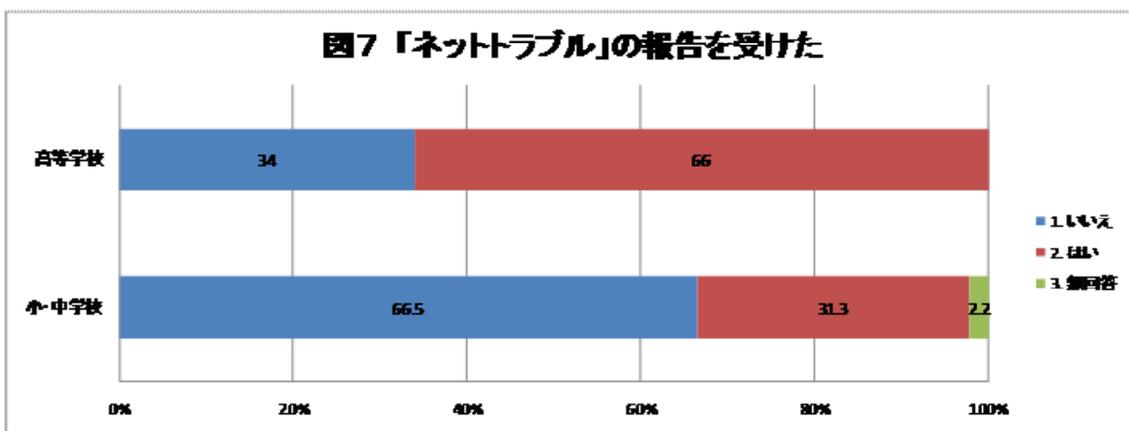
ネットトラブルの内容については、図 8 に示してあるが、「高等学校」の第 1 位は、「掲示板等による誹謗・中傷」で 74.2 %、次いで、「出会い系サイトへの書き込み」と「学校裏サイトなどへの書き込み」がともに 41.9%であった。「小・中学校」でも第 1 位は、「掲示板等による誹謗・中傷」で 64.3 %、次いで「チェーンメール」が 64.3%、「出会い系サイトへの書き込み」(31.9%)となっている。

「小・中学校」では、この他、「学校裏サイトなどへの書き込み」が 28.1%、「なりすましメール」(22.7%)などが目立っているが、「高等学校」では、20 %を越えるネットトラブルは、「なりすましメール」「写真動画サイト」がともに 38.7%で、以下「チェーンメール」(35.5 %)、クリック詐欺 (25.8 %)、「掲示板によるトラブル予告」(22.6%)、「インターネット・オークション」(22.6%)と 6 項目に及んでいることが特徴的である。逆に言えば、私たちが用意した選択肢 10 項目のうち、「自殺誘因サイト」(6.5%)を除く 9 項目が 20%を越えている。これは、高校生のインターネット利用の範囲の広さをも物語っているといえよう。

ネットトラブルの加害者、被害者のそれぞれに対する学校関係者の対処のあり方は、「加

害者」に対するものでもっとも多いのが、「生徒及び保護者への指導」で 73.0%である。同時に「被害者」に対しても「生徒及び保護者への指導(ケア)」が、82.2%である。

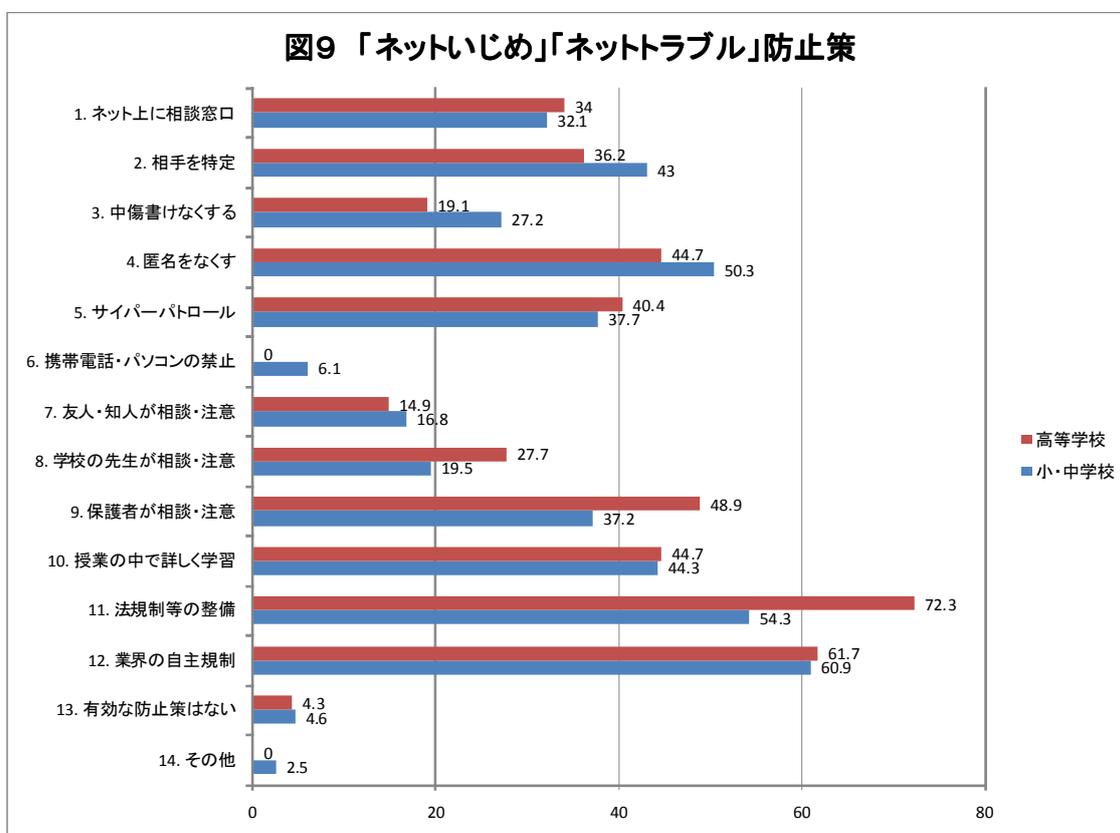
さらに、こうしたネットトラブル問題への対処について、各学校への指導内容については、「高等学校」に対する主なものは、「学校指導者に対する指導」(63.8%)、「学校独自のリーフレット」の作成(53.2%)、「外部講師による講演会」の開催(44.7%)となっている。これに対して「小・中学校」に対しては、「学校指導者に対する指導」(39.8%)で第1位であるが、用意した選択肢 8 項目のうち、「対処はしなかった」(6.6%)以外は、すべて 30%前後であった。これは、学校のあらゆる機会を利用して指導を助言していることの表れであろうと考えられる。



## (5) ネットいじめ・ネットトラブル対策について

最後に、こうした「ネットいじめ」や「ネットトラブル」の防止対策については、図9に示してある。

考えられる13項目の選択肢を用意したが、「携帯電話・パソコンの使用禁止」は、「指定都市都道府県教委」では、皆無であり、「市町村教育委員会」では、6.1%であったことがもっとも特徴的なことであろう。同時に、前者の第1位が「法規制等の整備」(72.3%)、次いで「業界の自主規制」(61.7%)であり、後者の第1位は「業界の自主規制」(60.9%)、「法規制等の整備」(54.3%)であり、ともに、法規制の不備と業界の問題を第一に指摘していることがわかる。



## 4. 現在及び今後の取り組みについて

\*ここでの項目は、すべて指定都市・都道府県教育委員会に対する質問項目である。

以下に示す12項目について、1) 実施している、2) 計画中である、3) 必要性は認めるが計画はない、4) 計画はない、という4つの選択肢でお伺いした。結果を、「実施している」と「計画中」とを合わせたものをまとめると以下の表ようになる。

この表からは、a)～e)、及びg)は90%を越えていること、f)もほぼ90%に達して

いることがわかる。

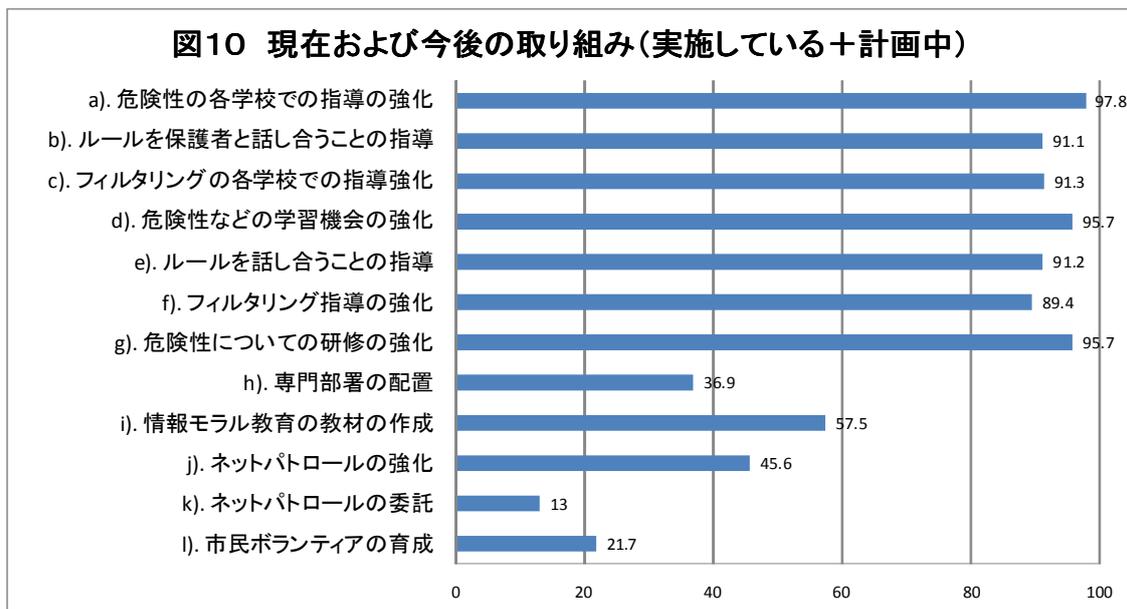
これに対して、k)の「ネットパトロールの専門業者への委託」は、調査時点では実施しているのは皆無で、計画が13%となっていることが特徴的である。

おそらく、情報化の進展は今後ますます急激に加速していくことから、h)の「情報モラル教育のための専門部署の配置」や、l)の「ネットトラブルなどへ対応できる市民ボランティアの育成」などは、喫緊の課題であろう。なお、これを図示すると図10のようになる。

### 「実施している」＋「計画中」を合わせた表

	計	実施している	計画中
<b>&lt;児童生徒向け&gt;</b>			
a) 携帯電話の危険性の各学校での指導の強化	97.8	87.2	10.6
b) 携帯電話の使用のルールを保護者と話し合うことの指導	91.1	77.8	13.3
c) フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化	91.3	80.4	10.9
<b>&lt;保護者向け&gt;</b>			
d) 携帯電話の危険性などの学習機会の強化	95.7	84.8	10.9
e) 携帯電話の使用のルールを児童生徒と話し合うことの指導	91.2	75.6	15.6
f) フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化	89.4	78.8	10.6
<b>&lt;教員に対して、他&gt;</b>			
g) 携帯電話の危険性についての研修の強化	95.7	78.3	17.4
h) 情報モラル教育のための専門部署の配置	36.9	32.6	4.3
i) 情報モラル指導のための教材の作成	57.5	44.7	12.8
j) 教職員によるネットパトロール(監視)の強化	45.6	30.4	15.2
k) ネットパトロール(監視)の専門業者への委託	13	0	13
l) ネットトラブルなどへの対応できる市民ボランティアの育成	21.7	4.3	17.4

図10 現在および今後の取り組み(実施している+計画中)



## Ⅳ まとめと提言

### 1) 文科省の指針について

文科省の提示した指針は、青少年と携帯電話問題への一つのステップに過ぎず、「学校で使用を禁止」しても問題の解決には至らない。「家庭の責任」の明確化、「ネットに接続できない機器」の普及、そして、一定年齢までは「ケータイ電話を使用させない」ことも考える必要があるが、今後ますます「ネット問題への取組」が重要になってくる、などという認識が伺える。

### 2) 教育委員会独自の指導方針について

#### (1) 各学校用指導方針とその内容について

##### <指導方針の作成状況>

- ・ 小学校用の指導方針の作成状況は、「すでに作成」と「目下、作成中」を合わせたものは指定都市都道府県教委で 68.8%、市町村教委で 48.4%でやや隔たりが見られる。
- ・ 中学校用の指導方針でも、指定都市都道府県教委では 71.1%、市町村教委では 48.4%であり、小学校の場合と同様の傾向を示している。

##### <指導方針の内容>

- ・ 児童生徒の学校での携帯電話の使用を認めるかどうかについては、小学校児童に対しては「所持も使用も認めない」が、指定都市都道府県教委では 43.8%であるのに対して、市町村教委では 71.8%とかなり高くなっている。
- ・ 中学校生徒に対しては、指定都市都道府県教委で 45.5 %、市町村教委で 72.7%となっていて、市町村教委の方が小・中学校とも 70 %を越えていることが特徴的である。
- ・ 高等学校では、「所持も使用も認めない」は 8.3 %ともっとも低くなり、「所持は認めるが、使用を制限する」が 36.1%（指定都市都道府県教委）となっている。

#### (2) 児童生徒の携帯問題についての実態調査について

- ・ 指定都市都道府県教委で 85.1%、「実施予定」が 6.4%で、実施する方向としては 90%を越えている。
- ・ 市町村教委では「すでに実施済み」は 53.6%、「実施予定」が 10.1%で、合わせて 60 %超となっている。

#### (3) 各学校への指導状況について

- ・ 指定都市都道府県教委で「徹底できている」が 34.1%、「ほぼ徹底できている」が 56.8%で、合わせて 90.9 %が「徹底できている」
- ・ 市町村教委では、それぞれ 37.3%、43.3%（対小学校）、33.1%、45.5%（対中学校）となり、それぞれ 10 ポイントほど低くなっている。

### 3) 情報モラル教育について

#### (1) 情報モラル教育において重点をおいていること

- ・「携帯電話の影の部分の指導に関する情報モラル教育」が指定都市都道府県教委（89.4%）、市町村教委（86.5%）とも 80 %を越えている。
- ・第 2 位はともに、「家庭における携帯電話利用のルール作成」で、それぞれ、63.8 %、71.2%となっている。
- ・3 位は、指定都市都道府県教委では「家庭におけるフィルタリングサービスの徹底」が 59.6%、第 4 位は、「匿名性や個人情報保護の問題など、生徒指導の徹底」で 57.4%、第 5 位は、「校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立」で 46.8%となっている。
- ・市町村教委では、第 3 位が「校内の実態把握の方法や、教員間の生徒指導体制の確立」で 56.2%、ついで「家庭におけるフィルタリングサービスの徹底」が 47.2%、「匿名性や個人情報保護の問題など、生徒指導の徹底」で 45.0%となっている。
- ・市町村教育委員会のみに対する設問であるが、「モラル教育の促進のために工夫している」こととしては、「外部の専門家による講演会、研修会を開いた」が 51.5%、「教育委員会関係者が、直接学校に向いて教職員に説明した」が 16.4%となっている。
- ・「保護者への情報モラル等の啓発」については、61.2%が実施したと回答しており、実施予定を含めると 70%を越える。
- ・これらから、指定都市都道府県教育委員会と市町村教育委員会とに情報モラル教育の重点の置き方には差がないことがわかる。

#### (2) 学校裏サイトの認識状況

- ・各学校の「学校裏サイト」を「把握している」というのは、高等学校関係では、46.8%、小・中学校関係では 29.6%となっている。
- ・「学校裏サイト」が確認された学校数は、回答された教育委員会が所管する高等学校 929 校のうち、567 校で 61.0%となっている。
- ・中学校 1387 校のうち 429 校（30.9%）、小学校 2386 校のうち 122 校（5.1%）となっている。
- ・以上から、「学校裏サイト」は、高等学校で半数以上が開設されているといえよう。

#### (3) ネットいじめについて

- ・高等学校において「ネットいじめ」があったという報告を受けた教育委員会は、回答された 47 指定都市・都道府県教育委員会中 43 教育委員会で、91.5%にものぼっている。
- ・これに対して、591 市町村教育委員会では約半数の 48.4%である。
- ・「ネットいじめ」があったことがどこから報告されたかという情報源に関しては、市町村教育委員会にのみお聞きしたが、第 1 位が「被害者の学校の教職員」（70.3%）でもっとも多く、次いで、「被害を受けた本人」（44.4%）、「被害者の保護者」（39.2%）となっている。
- ・ネットいじめに用いられた手段（ネット機能）は、「高等学校」で第 1 位は「プロフ」で 55.8 %、第 2 位は、「学校裏サイト」で 46.5%、次いで「ブログ」の 44.2%となっている。
- ・「小・中学校」でも第 1 位は、プロフで 37.1%、第 2 位は「ブログ」の 35.0%、第 3 位

は「学校裏サイト」となっている。

- ・このように高等学校の方がネットいじめがあったという報告の割合も高く、学年進行とともにネットいじめの率が高くなっていることがわかる。
- ・ネットいじめが発生した場合、被害者と加害者に対する対処のあり方が重要となるが、「加害者」を特定できないケースは、14.0%であった。
- ・学校として「加害者」に対処した内容は、「個別指導」が 61.9%、「生徒及び保護者への指導」が 72.0%で圧倒的に多い。
- ・「被害者」に対する対処では、「生徒及び保護者への指導(ケア)」が 75.5%で、ついで「個別指導(ケア)」が 67.5%となっている。さらに、特徴的なことは、「カウンセリング担当者等」の対処が 44.4 %、「警察に相談するよう助言」が 23.1%となっていて、被害者となった児童生徒の心理を考慮した対応がとられていることが特徴といえよう。

#### (4) ネットトラブルについて

- ・平成 19 年度以降に携帯電話やパソコンを使ったチェーンメールや出会い系サイト等へのアクセス、ネットオークションなどによるさまざまなトラブルの発生の報告は、「高等学校」では、66.0%であるのに対し、「小・中学校」ではその半分の 31.3%である。
- ・ネットトラブルの内容については、「高等学校」での第 1 位は、「掲示板等による誹謗・中傷」で 74.2 %、次いで、「出会い系サイトへの書き込み」と「学校裏サイトなどへの書き込み」がともに 41.9%であった。
- ・「小・中学校」でも第 1 位は、「掲示板等による誹謗・中傷」で 64.3 %、次いで「チェーンメール」が 64.3%、「出会い系サイトへの書き込み」(31.9%)となっている。
- ・「小・中学校」では、この他、「学校裏サイトなどへの書き込み」が 28.1%、「なりすましメール」(22.7%)などが目立っているが、「高等学校」では、20 %を越えるネットトラブルは、「なりすましメール」「写真動画サイト」がともに 38.7%で、以下「チェーンメール」(35.5 %)、クリック詐欺 (25.8 % )、「掲示板によるトラブル予告」(22.6%)、「インターネット・オークション」(22.6%)と 6 項目に及んでいることが特徴的である。
- ・ネットトラブルの加害者、被害者のそれぞれに対する学校関係者の対処のあり方は、「加害者」に対するものでもっとも多いのが、「生徒及び保護者への指導」で 73.0%である。
- ・同時に「被害者」に対しても「生徒及び保護者への指導(ケア)」が、82.2%である。
- ・こうしたネットトラブル問題への対処について、各学校への指導内容については、「高等学校」に対する主なものは、「学校指導者に対する指導」(63.8%)、「学校独自のリーフレット」の作成 (53.2%)、「外部講師による講演会」の開催 (44.7%)となっている。
- ・これに対して「小・中学校」に対しては、「学校指導者に対する指導」(39.8%)が第 1 位であるが、用意した選択肢 8 項目のうち、「対処はしなかった」(6.6%)以外は、すべて 30%前後を示していた。
- ・これらから各学校はあらゆる機会を利用して指導を助言していることが伺い知れる。

#### (5) ネットいじめ・ネットトラブル防止対策について

- ・「携帯電話・パソコンの使用禁止」は、指定都市都道府県教委では、皆無であり、市町村教委では、6.1%であったことがもっとも特徴的なことである。
- ・同時に、指定都市都道府県教委の第 1 位が「法規制等の整備」(72.3%)、次いで「業界の自主規制」(61.7%)であり、市町村教育委員会の第 1 位は「業界の自主規制」(60.9%)、「法規制等の整備」(54.3%)であり、ともに、法規制の不備と業界の問題を第一に指摘していることがわかる。

## 4) 現在及び今後の取り組みについて

a)～l)の12項目についてお聞きしたが、「実施した」と「計画中」を合わせた結果についてまとめる。

- a)携帯電話の使用の危険性の各学校での指導の強化 (97.8)
- b)携帯電話の使用のルールを保護者と話し合うことの指導 (91.1)
- c)フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化 (91.3)
- d)携帯電話の危険性などの学習機会の強化 (95.7)
- e)携帯電話の使用のルールを児童生徒と話し合うことの指導 (91.2)
- f)フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化 (89.4)
- g)携帯電話の危険性についての研修の強化 (95.7)
- h)情報モラル教育のための専門部署の配置 (36.9)
- i)情報モラル指導のための教材の作成 (57.5)
- j)教職員によるネットパトロール(監視)の強化 (45.6)
- k)ネットパトロール(監視)の専門業者への委託 (13.0)
- l)ネットトラブルなどへの対応できる市民ボランティアの育成 (21.7)

- ・ a) から e)、及び g)は90%を超えており、f)もほぼ90%に達している。
- ・ これに対して、k)の「ネットパトロールの専門業者への委託」は、調査時点では実施しているのは皆無で、計画中が13%となっている。
- ・ おそらく、情報化の進展は今後ますます急激に加速していくことから、h)の「情報モラル教育のための専門部署の配置」や、l)の「ネットトラブルなどへ対応できる市民ボランティアの育成」などは、喫緊の課題であろう。

私たちは、先に、青少年の携帯電話等の使用問題は、まさに、国民的課題となっているとの認識を示したところであるが、この教育委員会調査によってもそのことが裏付けられたことを実感している。

青少年の携帯使用問題の基本は、その責任論から言えば家庭にそして保護者にあることは自明であり、学校での使用を禁止してもその効果はあまり期待できないことも自明である。一切の「携帯電話・パソコンの使用禁止」は、指定都市都道府県教委では、皆無であり、市町村教委では、6.1%であったことが物語っているように、児童生徒の発達に応じた使用方法の指導、そして、「使用内容の制限」ということを改めて考える必要がある。

指定都市都道府県教委の第1位が「法規制等の整備」、次いで「業界の自主規制」であり、市町村教育委員会の第1位は「業界の自主規制」、「法規制等の整備」であり、ともに、法規制の不備と業界の問題を重要なポイントとして指摘しているが、これは当然の要請であろう。

現在、携帯電話にフィルタ(リング)をかけることが法制化されたが、これも保護者の認識とか児童生徒の要求によって、容易に解除できる仕組みとなっているし、フィルタ(リング)される方法の「ホワイトリスト方式」と「ブラックリスト方式」とがあるが、そのリストの作成そのものに基本的な欠陥があることから、ITに長けた児童生徒なら容易にそ

の「規制」を越えて自由にインターネットの世界でネットサーフィンをすることが可能な現状である。

また、携帯電話のみならず、各種のゲーム機器からも同様のことが可能であること、そして、自宅のコンピュータからもっと自由にインターネットに接続することが可能であること、等々の現実からすれば、これらの諸機器の使用法・制限等についても十分対策を練る必要がある。

教育委員会や各学校では、「現在及び今後の取り組み」について指摘されているように、「携帯電話の危険性の各学校での指導の強化」、「携帯電話の使用のルールを保護者と話し合うことの指導」、「携帯電話の使用のルールを児童生徒と話し合うことの指導」、「フィルタリングの必要性についての各学校での指導の強化」、「携帯電話の危険性などの学習機会の強化」、「携帯電話の危険性についての研修の強化」などについては、ほぼすべての学校でなんらかの形で実施されている。

そして、今後急がれる課題は、情報化の進展とともに問題も複雑多岐化することは自明なことから児童生徒のみならず保護者を対象とした「情報モラル指導のための教材の作成」とその啓蒙であり、次いで、各教育委員会や学校に「情報モラル教育のための専門部署を配置」するであろう。

しかし、現実に行進する「ネットいじめ・トラブル」にどのように対処するかということについては、学校の「教職員によるネットパトロール(監視)の強化」や「ネットパトロール(監視)の専門業者への委託」も必要と考えられるが、これらの対策では、携帯電話等の使用内容の問題点の発見につながるものの、根本的な対策とはならないであろうことが危惧される。

対策の要点として、携帯電話はもはや「電話」でなくインターネット接続コンピュータとなっていることに注目する必要がある。むろん、ゲーム機器も全く同じである。

これらの機器からインターネットに接続できる状態を私たちは「モバイル・インターネット」と呼ぶが、こうした状態は、現実世界で陰に陽に展開されるあらゆる「悪徳商売(悪徳商法、詐欺)」、「犯罪・被害(売春、恐喝)」や「有害・危険なサイト(自殺誘因、薬物、出会い系サイト、ワイセツ(ポルノ)サイト)」などの世界へ無防備な青少年を容易に送り込むことになっているということ、つまり、未熟な経験、思考、判断力の状態のまま、いわば、無防備に、直接、児童・生徒を悪徳な大人たちの世界に放り出すことと同じ状態を作りだしているということを肝に銘じる必要がある。

そして、もっと重要なことは、携帯電話をもつ側の児童生徒の心理をも十分に理解する必要があるということである。

小学校高学年から中学・高校生の次期は、いわゆる「思春期」と呼ばれる「疾風怒濤の時代」でもあるのである。すでに下田博次氏はこの時期の児童生徒にとっての携帯電話を「思春期メディア」と形容し、この時期の青少年の心理にフィットしたメディアであることを指摘しているが、まさに、思春期とは第1に、「身体的変化が著しい時期」、第2に「心理的变化が著しい時期」なのである。

まさに、歴史が生み出した青年期の心理は、1) 自立心の成長(保護者からの自立)、2) 他者と自己の比較が厳しくなり、3) 友人とのつきあいを優先し、4) 異性に関心が深まり、5) 自己主張が強くなる反面、社会的経験が未熟であり、6) 受験勉強等のスト

レスが強い時期、7) 大人になるための準備期、等という特徴をしめしているのである、こうした時期に、親や保護者を越え(知れずに)、他者とコンタクトをとれる機器、そして、深く知りたい異性の情報にもだれにも知られずに接することができる機器、その上、あらゆる情報を即座に教えてくれる便利な機器、買い物もメールもいつでもどこでも人に知れずにできる便利な機器なのである。

一度手にしたら、二度と手放すことはしないというのが青少年の携帯電話である。

このように問題を捉え直してみると、ことはそう単純ではないこと、しかも、現在、携帯電話を使用し始める時期がますます早まってきているという事実、そのことによって膨大な利益をあげている携帯電話会社やコンテンツ業者の思惑、等々から、「携帯電話の使用禁止」はもはや現実的に困難な状態といえるだろう。

であるとすれば、課題は「携帯電話の使用の制限」ということになるであろう。しかも、児童生徒の心理的発達段階を十分に考慮することが前提であることは論を待たないであろう。

すでに述べたように、フィルタをかけることが法的に義務づけられたが、現実には、いろいろな問題が生じる。ここではその詳細については触れないが、もっとも望ましい方向について考えておきたい。

- 1) 携帯電話の使用制限を18歳まで段階的に行うことが必要であろう。
- 2) その方法は、まず、フィタリング方式の「ホワイトリスト方式」を用い、年齢段階に応じて、アクセスできる範囲を拡大していくこと。
- 3) ホワイトリスト方式の内容選定には、一部の業者に任せるのではなく、国民的第三者組織を作ってその作業を行うこと。
- 4) 青少年の安全な生活が脅かされている現実の諸問題の解明と同時に、青少年への「生きるための安全リスク教育」を行い、地域ごとに「子どもを見まもるための組織」をできるだけ小さい規模地域に組織すること。その際の中核となる、「ネットいじめ・トラブル」などに対応できる市民ボランティアの育成を強化すること。
- 5) 「青少年を社会が守り育てる」という基本的姿勢の確認のもとに、保護者・教育界・学者／研究者・社会の関連組織などの連携を強化していくこと。

さらにもう一点だけ付け加えるとすれば、「いずれ使うのだから、早い内から携帯電話やインターネットに慣れておくことが必要」という議論についてである。

この考え方は全くの暴論であるといえよう。「いずれ飲むのだから子どもの内からアルコールに慣れておけ」、とか、「小学生に自動車を運転させよ」、などの議論がいかにおかしなものかすぐ分かることである。

無防備のネット使用がもたらすリスクと、青少年の発達段階とのバランスを見誤ると、取り返しのつかないことになるであろう。

以上。